



愛媛労発基 0904 第 5 号
令和 6 年 9 月 4 日

愛媛地方最低賃金審議会
会長 森本 明宏 殿

愛媛労働局長
常盤 剛史

愛媛地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（諮問）

標記について、令和 6 年 8 月 29 日付けをもってコープえひめ労働組合及び西条周桑地域労働組合連絡協議会から、令和 6 年 8 月 30 日付けをもって愛媛県教職員組合から、令和 6 年 9 月 2 日付けをもって愛媛地方労働組合連合会から、令和 6 年 9 月 3 日付けをもって愛媛地方労働組合連合会青年部及び日本自治体労働組合総連合愛媛県本部から、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 11 条第 2 項による異議の申出がありましたので、貴審議会の意見を求めます。



愛媛賃審発第 2511 号
令和 6 年 9 月 4 日

愛媛労働局長
常盤 剛史 殿

愛媛地方最低賃金審議会
会長 森本 明宏

愛媛地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（答申）

当審議会は、令和 6 年 9 月 4 日付けをもって貴職から、愛媛県最低賃金の改正決定に係る当審議会の意見に対するコープえひめ労働組合、西条周桑地域労働組合連絡協議会、愛媛県教職員組合、愛媛地方労働組合連合会、愛媛地方労働組合連合会青年部及び日本自治体労働組合総連合愛媛県本部からの異議申出について意見を求められたので、異議の申出の内容及び理由について慎重に審議した結果、下記の結論に達したので答申する。

記

令和 6 年 8 月 19 日付け答申どおり決定することが適当である。